

岩手県告示第529号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1～3 [略] 4 <u>パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局その他これに類する小型の無線基地局</u> 基地局1基当たり条例別表に定める変圧塔その他これに類するものに係る占用料の額の10分の3に相当する額 5・6 [略]	1～3 [略] 4 <u>携帯電話等の無線基地局（電柱、電話柱、街灯等に添加する小型のものに限る。）</u> 基地局1基当たり条例別表に定める変圧塔その他これに類するものに係る占用料の額の10分の3に相当する額 5・6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	